

国難を乗り切るための

個人向け

緊急経済対策の実施ポイント

2020年3月29日(日)



寿FPコンサルティング株式会社

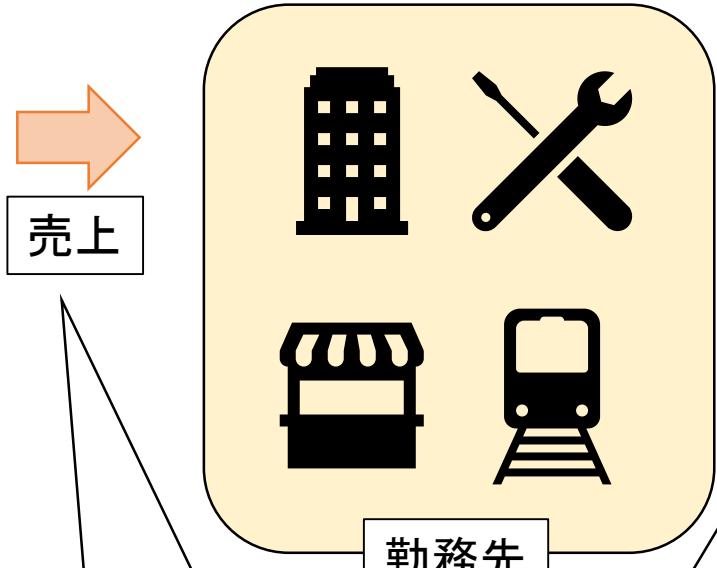
代表取締役

**高橋 成壽**

協力:一般社団法人社会の課題研究所

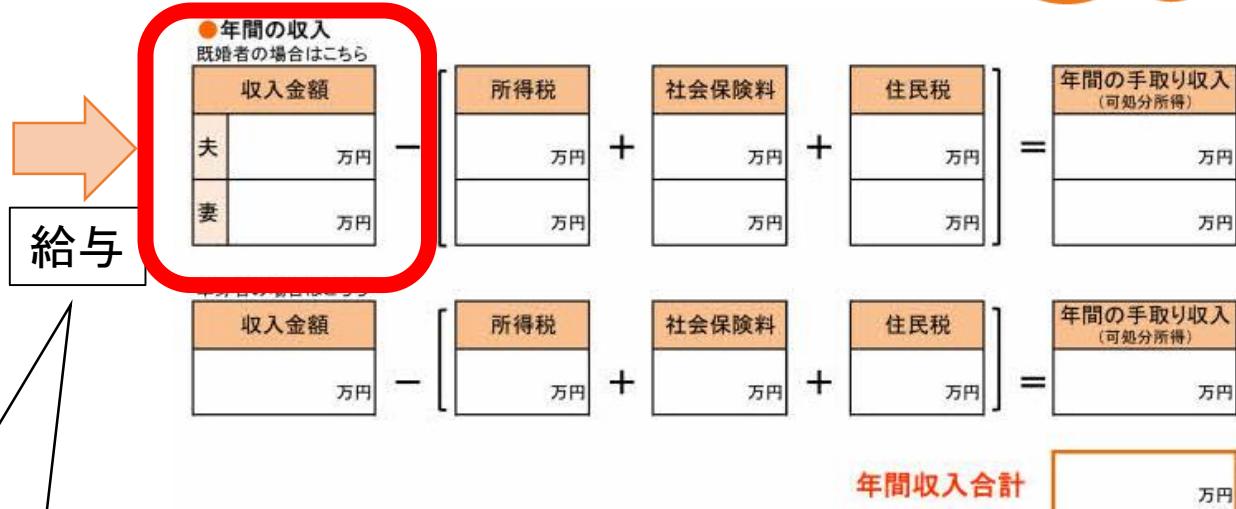
- ・新型コロナウイルスへの対応で、当初子育て世代の収入減が心配されたが、対応が長期化する中で、働く世代全体への収入減少が懸念されている。
- ・改めて日本の社会保障制度を振り返ると、既存の制度で対応できる範囲が広いことがわかる一方、制度だけでは不足する部分への対策が必要と考えられる。
- ・働き方として個人事業者を選択した人への社会保障が欠けており、至急何らかの対策が必要である。

# 社会保障で確保される収入範囲



- 売上の確保は別途記載

- 雇用調整助成金や小学校休業等対応支援金（上限日当8,333円）を通じて一定額を保障
  - ※フリーランス、個人事業者は4,000円程度
  - ※時給1,000円以上、8時間労働者には満額保障できない（企業負担増加）
- 失業者には失業保険で保障
- 入院等患者には傷病手当金で保障

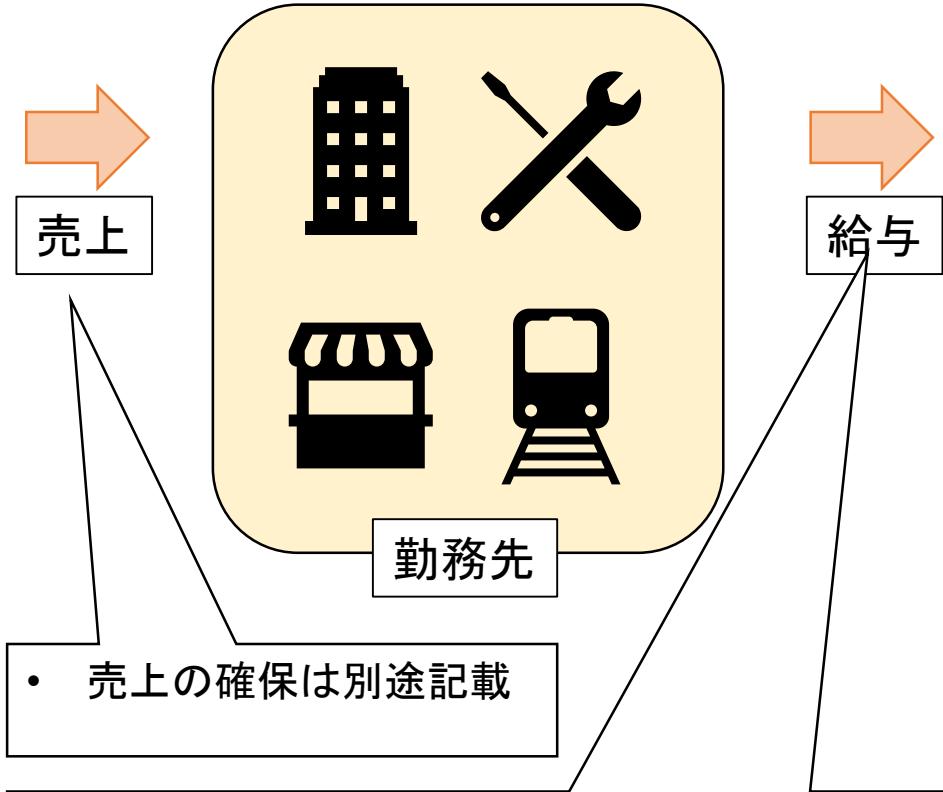


●年間の支出

支出項目	内容	毎月の支出①	年に数回の支出②	年間の支出 ①×12+②
基本生活費	食費、水道光熱費、通信費、日用雑貨費、教養娯楽費など	万円	万円	万円
住居関連費	住宅ローン、管理費、積立金、固定資産税など	万円	万円	万円
車両費	駐車場代、ガソリン代、自動車税など	万円	万円	万円
教育費	学校教育費、塾代、習い事の費用など	万円	万円	万円
保険料	家族全員の保険料	万円	万円	万円
その他の支出	レジャー費、交際費、冠婚葬祭費など	万円	万円	万円

# 社会保障だけでは収入の保障が足りない部分

寿 FP



- 雇用調整助成金や小学校休業等対応支援金（上限日当8,333円）を通じて一定額を保障  
※フリーランス、個人事業者は4,000円程度  
※時給1,000円以上、8時間労働者には満額保障できない（企業負担増加）
- 失業者には失業保険で保障
- 入院等患者には傷病手当金で保障

- 雇用調整助成金の上限8,333円（大企業1/2、中小企業2/3）では、雇用の確保が困難であることが明白。人件費率（固定費率）の高い企業や会社にとっては大きく足りず、雇用維持のためのさらなる従業員休業補償給付の検討余地あり
- 小学校休業等対応支援金だけでは、立場の弱い個人事業者向けの対策としては不十分。

- 失業保険（雇用保険の基本手当）の支給額（賃金日額）が給与に対するカバー率50-80%となるため、失業即減収となる。
- 失業保険の所定給付日数が若年者、雇用期間の短い人に対して薄いため、若年層の生活保障が十分でない。

- 傷病手当金の支給額が標準報酬月額の日額換算額×2/3となり、所得減少に直結。
- 傷病手当金の待機期間が3日あり、陽性患者の入院措置を念頭に、待定期間を減らす必要あり。

# 消費支出を抑制せず家計を改善しうる家計項目

寿 FP

## ●年間の支出

支出項目	内容	毎月の支出①	年に数回の支出②	年間の支出 ①×12+②
基本生活費	食費、水道光熱費、通信費、日用雑貨費、教養娯楽費など	万円	万円	万円
住居関連費	住宅ローン、管理費、積立金、固定資産税など	万円	万円	万円
車両費	駐車場代、ガソリン代、自動車税など	万円	万円	万円
教育費	学校教育費、塾代、習い事の費用など	万円	万円	万円
保険料	家族全員の保険料	万円	万円	万円
その他の支出	レジャー費、交際費、冠婚葬祭費など	万円	万円	万円

- 公的部門、許認可業界で支払いを猶予できる支出項目
- 短期的に必要のない支出

1

## 社会保障による収入の確保

2

## 保障対象外に対する新規保障創設

3

## 納税、金融関係費用の猶予